

大市総第190号

平成31年2月19日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第18号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月19日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成31年2月27日(水) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第 1 号 議 案 大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例…………… (1)
- 第 2 号 議 案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例…… (2)
- 第 3 号 議 案 大村市立学校条例の一部を改正する条例…………… (4)
- 第 4 号 議 案 大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… (5)
- 第 5 号 議 案 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落
排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (7)
- 第 6 号 議 案 大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大村市
農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例…… (8)
- 第 7 号 議 案 公の施設の指定管理者の指定について (大村市総合福祉セン
ター) …………… (10)
- 第 8 号 議 案 工事請負契約の変更について…………… (11)
- 報告第 1 号 専決処分の報告について (工事請負契約の変更について) … (12)
- 報告第 2 号 専決処分の報告について (工事請負契約の変更について) … (14)
- 第 9 号 議 案 平成 30 年度大村市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 10 号 議 案 平成 30 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 号 議 案 平成 30 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 号 議 案 平成 30 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 13 号 議 案 平成 30 年度大村市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 号 議 案 平成 31 年度大村市一般会計予算
- 第 15 号 議 案 平成 31 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 16 号 議 案 平成 31 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 17 号 議 案 平成 31 年度大村市介護保険事業特別会計予算
- 第 18 号 議 案 平成 31 年度大村市病院事業会計予算
- 第 19 号 議 案 平成 31 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算
- 第 20 号 議 案 平成 31 年度大村市水道事業会計予算
- 第 21 号 議 案 平成 31 年度大村市工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 議 案 平成 31 年度大村市下水道事業会計予算
- 第 23 号 議 案 平成 31 年度大村市農業集落排水事業会計予算
- 第 24 号 議 案 平成 31 年度大村市モーターボート競走事業会計予算

第1号議案

大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1号中「水道部門」を「上下水道部門」に改め、同条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第24条の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

第2号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「厚生労働大臣が被害の程度で」を「内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して」に改める。

第14条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「その利率を延滞の場合を除き、無利子」に改める。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項中「元利均等償還」を「均等償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改

正に伴い、災害援護資金の貸付利率、償還方法等を改正するため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市立学校条例の一部を改正する条例

大村市立学校条例（昭和39年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。
本則の表幼稚園の部大村市立松原幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市立松原幼稚園を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第4号議案

大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大村市水道事業給水条例（昭和34年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第35条の6第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第7号中「又は水道環境」を削る。

第35条の7第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第3号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに係る改正後の第35条の6第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

第5号議案

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「91,900人」を「97,100人」に改め、同号ウ中「36,620立方メートル」を「33,950立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

水道事業の給水人口及び1日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大村市農業集落排水事業 分担金徴収条例の一部を改正する条例

(大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年大村市条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例

第1条中「都市計画事業として施行する下水道事業のうち」を削り、「受益者負担金」の次に「及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により徴収する分担金」を加え、「という。)の」を「と総称する。)の」に改める。

第10条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第10条 負担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例(昭和27年大村市条例第22号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(大村市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 大村市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成5年大村市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第10条 分担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料

及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

公共下水道事業計画区域を拡大することに伴い、都市計画区域外における公共下水道事業の分担金を徴収するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第7号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市総合福祉センター
- 2 指定管理者 大村市西三城町8番地
社会福祉法人大村市社会福祉協議会
会長 伊藤 隆二
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成31年2月27日提出

大村市長 園田裕史

第8号議案

工事請負契約の変更について

平成30年9月28日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市歴史資料館（仮称）展示工事」に係る工事請負契約について、竣工期限を次のとおり変更する。

変更前 平成31年3月29日

変更後 平成31年8月30日

平成31年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

平成30年6月28日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「中心市街地複合ビル第2期改修設備工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

平成31年1月31日

大村市長 園田裕史

変更前	190,026,000円
変更後	195,004,800円（4,978,800円の増額）

報告第2号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成31年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第2号

専 決 処 分 書

平成30年6月28日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「中心市街地複合ビル第2期改修建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

平成31年2月4日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	381,090,960円
変更後	389,983,680円（8,892,720円の増額）